

要 請 書

最高裁判所第二小法廷 御中

202 年 月 日

【要請の趣旨】

「三鷹事件」竹内景助氏の第二次再審請求特別抗告申立事件「令和四年(し)第196号」につき「疑わしきときは被告人の利益に」の原則に基づき公正な審議の下、速やかに原決定を取り消し再審開始決定されることを要請いたします。

【要請の理由】

1949年7月15日中央線三鷹駅構内で起きた列車転覆致死事件（「三鷹事件」）で死刑判決が確定し再審を請求しながら10年間放置され無念の獄死を遂げた竹内景助氏の遺族が2011年11月に死後再審を申し立てました。

この事件の「確定(死刑)判決」は、竹内氏の7回も変転した「自白」と、事件直後に武内氏を目撃したという目撃者の証言を根拠としています。

弁護団は、転覆車両の1両目とともに2両目のパンタグラフが上がっていたこと、最後尾車両の前照灯が点灯し・手ブレーキが緩解されていたことなど、これらの客観的事実に竹内氏の自白が合致せず自白に「合理的疑い」が生じていることを示し竹内氏単独では実行不可能であることを立証してきました。

また、暗闇の中で竹内を見たとする目撃証言の脆弱性を明らかにする専門家の実験に基づく鑑定書を提出、さらに証拠開示に基づき事件当時竹内氏は自宅にいたという新たなアリバイに関する証拠を提出してきました。

ところが東京高等裁判所第4部刑事部及び異議審である同裁判所第5刑事部はこのような様々な指摘に真摯に対応することなく事実調べは全く行わずに「確定判決」に固執した極めて不公正な再審申し立て棄却決定を下しました。私たちはこの決定に強い憤りを持つものです。

本事件は1955年6月最高裁判所大法廷において裁判官15名中8対7と意見が分かれた中で死刑が確定しています。これは憲法でも保障された被告人の権利を無視し、処分においても憲法に違反しています。最高裁判所は最終裁判所としてまた国民の基本的な人権を擁護することを重要な任務とする裁判所として、司法(裁判)への国民の信頼を十全なものとするためにも公正な審理のもと速やかに再審開始決定をすべきであり、真実究明のための裁判のやり直しを強く要請するものです。

氏 名	住 所

送付先：「三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会」

〒185-0034 東京都国分寺市光町1-40-12教育会館内日本国民救援会三多摩総支部内 042-524-1532

竹内さんは無実だ！三鷹事件再審を支援する会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-4斉藤ビル3階 東京クローバー法律事務所 03-5379-6560

取り扱い団体：国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

